

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項並びに南陽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年 1 2 月 2 4 日条例第 3 5 号）第 2 条の規定により、令和 7 年度南陽市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

令和 7 年 4 月 2 5 日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 7 年度 南陽市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物処理基本方針

計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に分別処理し、廃棄物の減量化並びに再資源化を図る。

2 処理する一般廃棄物の種類とその発生量

（1）一般廃棄物

（単位：t）

種 類	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績	令和 7 年度目標
1 可燃ごみ	8, 1 7 0	7, 8 8 7	6, 6 0 9
2 不燃ごみ	4 4 9	3 8 6	2 9 9
3 有害・危険ごみ	—	—	—
4 粗大ごみ	9	9	9
5 資源ごみ	5 7 0	5 8 6	1, 8 9 3
古 紙	2 8 6	2 9 0	1, 1 7 6
布 類	5 6	5 5	1 0 1
空 き 缶	5 6	5 5	1 2 2
ガラスびん	1 7 2	1 8 6	4 9 4
6 ペットボトル	4 2	4 6	1 0 1
7 プラスチック製容器包装	1 0 7	1 1 0	1 9 0
合 計	9, 3 4 7	9, 0 2 4	9, 1 0 1

※不燃ごみに、土砂は含まれていない。目標値は、ごみ処理基本計画による。

（2）食品ロス排出量

（単位：t）

種 類	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績	令和 7 年度目標
食品ロス排出量（年間）	4 9 4	4 8 4	4 8 5

（3）し尿及び浄化槽汚泥

（単位：k l）

種 類	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績	令和 7 年度目標
し 尿	1, 6 4 8	1, 6 0 3	1, 2 0 5
浄化槽汚泥	6, 3 4 9	5, 8 3 8	5, 8 7 7
合 計	7, 9 9 8	7, 4 4 1	7, 0 8 2

3 計画処理区域

南 陽 市 全 域

4 一般廃棄物の区分

(1) 可燃ごみ

厨芥類、紙くず、紙おむつ、靴・カバン類、ゴムホース、革製品、木製品、木屑、剪定枝等、焼却により衛生的に処理されるもの。

(2) 不燃ごみ

セトモノ製品、ガラス製品（資源ごみのガラスびんは除く）、金属製品、硬質プラスチック製品、ポリ容器、小型家電（家電リサイクル法対象4品目及びパソコンを除く）等、選別後埋め立てするもの。

(3) 有害・危険ごみ

使用済みの乾電池、体温計、廃蛍光管等水銀などの有害物質を含んでいるもので、直接埋め立てができないもの。充電式電池（リチウムイオン電池等）単体や充電式電池一体型の小型電子機器で圧力により発火する危険性があるもの。

(4) 粗大ごみ

家具類、自転車、絨毯・カーペット・畳、家電製品（家電リサイクル法対象4品目及び家庭用パソコンを除く）、ピアノ・オルガン、スキー等、破碎処理が必要なもの。

(5) 資源ごみ

古紙（新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器包装）、布類、空き缶、ガラスびん（無色・茶色・黒色・青緑色）等、リサイクルが可能なもの。

（平成19年3月から卓上用ガスボンベを資源ごみに分類する）

（平成21年4月1日から化粧びんを資源ごみに分類する）

（平成24年4月1日からスプレー缶を資源ごみに分類する）

(6) ペットボトル

ポリエチレンテレフタレート（PET）を材料として作られている容器。主に飲料や特定調味料が入っていた容器で「PET1」のマークが表示されているもの。平成14年4月1日から容器包装リサイクル法の対象品目としてペットボトルが分別の対象となる。

(7) プラスチック製容器包装

商品が入っていた容器や包装で「プラ」マークが表示されているもの。主なものは、コンビニやスーパー等のビニール袋、発泡スチロール、食品トレイ、玉葱ネット等になります。平成14年4月1日から容器包装リサイクル法の対象品目としてプラスチック製容器包装が分別の対象となる。

(8) し尿

汲み取り便槽から排出されたし尿。

(9) 浄化槽汚泥

浄化槽清掃時に排出された汚泥。

※家電リサイクル法対象４品目とは、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫をいう。（平成１３年４月１日施行）
（平成２１年４月１日付け一部改正 追加品目：テレビ（液晶式・プラズマ式）、衣類乾燥機）

※家庭用パソコンとは、一般家庭で利用されているデスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ等をいう。（平成１５年１０月１日施行）

５ ごみの排出抑制及び再資源化推進計画

（１）排出抑制の方法

- ア 指定ごみ袋と有料化の導入により、ごみの排出抑制に係る意識向上及びごみ減量等に係る啓蒙啓発を行うとともに、市民の自主的な活動を支援する。
- イ 集団資源回収への積極的な参加要請を行うとともに、実施団体に対し奨励金を交付する。
- ウ 生ごみの土壌還元を推進し、生ごみ堆肥化処理設置者に対し補助金を交付する。
- エ 廃棄物の減量及び地球温暖化の防止、資源・エネルギーの使用量の抑制を目指すため、レジ袋の削減を推進する。

（２）再資源化推進の方法

容器包装リサイクル法に係る資源ごみ及び新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙製容器包装、布類、空き缶、ガラスびん等の資源ごみの分別収集を積極的に行う。

６ ごみの排出等における市民・事業者の責務

（１）市 民

- ア ごみの排出にあたっては、集団資源回収により回収可能かどうか自己評価し、できる限りそれに協力する等、ごみの減量化に努めること。
- イ ごみの排出については、別紙記載の収集運搬計画によること。
- ウ 市の定期収集に排出する場合は、決められた日時に決められた場所に排出すること。
- エ 引越しや大掃除時に発生した多量のごみは、別紙記載の処理施設へ自己搬入するか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託すること。

（２）事 業 者

- ア ごみの排出については、別紙記載の収集運搬計画によることとし、別紙記載の処理施設へ自己搬入するか、または一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託すること。
- イ 更なる分別の強化とリサイクルの推進を図り、ごみの減量化に努めること。

７ 生活排水処理実施計画

公共用水域の環境保全のため、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外の区域において、一般家庭に合併処理浄化槽を設置する者に対し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき補助を行う。

（１）市民及び事業者の義務

- ア 浄化槽管理者（浄化槽設置者）においては、浄化槽の清掃及び保守点検、浄化槽法に基づく法定検査を受検し、浄化槽の適正な維持管理に努めること。
- イ 生活雑排水の排出にあたっては、調理くず、油を除去することにより、水質汚濁防止に努めること。

一般廃棄物の排出状況、処理主体及び処理計画は、別紙のとおりとする。

別 紙

1 ごみの排出抑制、再資源化推進計画

ア 排出状況、処理主体、処理計画

ごみの種類		収 集 運 搬 計 画							処 理 計 画	
		排出区分	収集主体	収集運搬量	収集運搬区域	収集頻度	収集方法	排出容器等	処理方法	処理主体
可燃ごみ	生活系	委 託	3, 425 t	市内全域	週 2 回	ステーション	指定袋	焼 却	千代田クリーンセンター	
		自己搬入	586 t		随 時	自己搬入	指定なし			
	事業系	許 可	2, 343 t		随 時	戸別収集				
		自己搬入	255 t		随 時	自己搬入				
	小 計			6, 609 t						
不燃ごみ	生活系	委 託	127 t	市内全域	8 週 1 回	ステーション	指定袋	破碎選別後、焼却、埋立、鉄類資源化	千代田クリーンセンター	
		自己搬入	120 t		随 時	自己搬入	指定なし			
	事業系	許 可	52 t		随 時	戸別収集				
	小 計			299 t						
	有害・危険ごみ	生活系	委 託	不燃ごみに含まれるため把握不可	市内全域	8 週 1 回	ステーション	指定なし	有害物質の除去及び資源化	千代田クリーンセンター
随 時						自己搬入	指定なし			
粗大ごみ	生活系	委 託	9 t	市内全域	月 1 回	戸別収集	指定証紙	破碎選別後、焼却、埋立、鉄類資源化	千代田クリーンセンター	
資源ごみ	生活系	委 託	1, 587 t	市内全域	2 週 1 回	ステーション	コンテナ、透明袋、紙ひも	資源化	県南リサイクルセンター	
		自己搬入	0 t		随 時	自己搬入	指定なし			
		集団資源	306 t			戸別収集				
	小 計			1, 893 t						

ペットボトル	生活系	委 託	101 t	市内全域	8 週 3 回	ステーション	指定袋	資源化	千代田クリーンセンター リサイクルプラザ
プラスチック製容器包装	生活系	委 託	190 t	市内全域	8 週 3 回	ステーション	指定袋	資源化	千代田クリーンセンター リサイクルプラザ
合 計			9,101 t						

イ 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

施 設 名	所 在 地	受入時間	休 日	施設型式、能力、稼動年月日
千代田クリーンセンター 焼却処理施設	東置賜郡高畠町大字夏茂 2933 番地	9:00～12:00 13:00～16:00	土・日・祝祭日、 年末年始	全連続焼却方式 処理能力 255t/24h (85t/24h×3 炉) (廃熱ボイラ：タクマ W-SE 型×3 基) 平成 11 年 4 月より稼動

(イ) ペットボトル、プラスチック製容器包装再資源化施設

施 設 名	所 在 地	受入時間	休 日	施設型式、能力、稼動年月日
千代田クリーンセンター リサイクルプラザ	東置賜郡高畠町大字夏茂 2933 番地	9:00～12:00 13:00～16:00	土・日・祝祭日、 年末年始	ペットボトル選別、圧縮・梱包処理 プラスチック製容器包装選別、圧縮・梱包処理 処理能力 ペットボトル 2.2t/日 プラスチック製容器包装 11.3 t/日 平成 14 年 4 月より稼動

(ウ) 最終処分場

施 設 名	所 在 地	受入時間	休 日	施設型式、能力、稼動年月日
浅川最終処分場	米沢市大字浅川 1908 番地	9:00～16:00	土・日・祝祭日、 年末年始	【第 2 処分場】 埋立面積：40,461 m ² 埋立容量：128,734 m ³ セル方式による埋立処理

(エ) 空き缶選別施設、びん保管施設

施 設 名	所 在 地	受入時間	休 日	施設型式、能力、稼動年月日
県南リサイクルセンター 協同組合	東置賜郡高畠町大字石岡 379 番地の 1	8:30～12:00 13:00～16:30	土・日・祝祭日、 年末年始	空き缶選別施設、びん保管施設 平成 9 年 4 月より稼動

2 生活排水処理計画

ア 排出状況、処理主体（単位：人）

区 分	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績	令和 7 年度予定
計画処理区域人口	29,274	28,855	28,400
1 水洗化・生活雑排水処理人口	23,565	23,363	23,300
(ア) コミュニティプラント	0	0	0
(イ) 合併処理浄化槽	5,550	5,439	5,300
(ウ) 公共下水道	17,826	17,924	18,000
(エ) 農業集落排水施設	189	0	0
2 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,905	2,797	2,600
3 非水洗化人口	2,804	2,695	2,500
4 計画区域外人口	0	0	0

イ 合併処理浄化槽設置基数

人 槽	令和 5 年度実績	令和 6 年度実績	令和 7 年度予定
5 人槽	805	867	895
6 人槽～ 7 人槽	710	714	716
8 人槽～	287	291	291
合 計	1,804	1,872	1,902

ウ し尿、浄化槽汚泥の排出状況、処理主体、処理計画

	収 集 運 搬 計 画					処 理 計 画
種 類	収集主体	収集	収集区域	収集回数	収集方法	処理主体
し 尿	許可業者	1, 557 k1	市内全域	必要の都度	戸別収集法式	中田クリーンセンター
浄化槽汚泥	許可業者	6, 193 k1	市内全域	必要の都度	戸別収集法式	中田クリーンセンター

エ 中間処理施設

施 設 名	所 在 地	受入時間	休 日	施設型式、能力、稼動年月日
中田クリーンセンター	米沢市中田町 1660 番地	9:40～12:00 13:00～16:30	土・日・祝祭日、年末年始	前処理＋無希釈投入方法 処理能力 100k1／日 (し尿 28k1／日、浄化槽汚泥 72k1／日) 令和 7 年 1 月より稼動

オ 汚泥最終処分場

施 設 名	所 在 地	受入時間	休 日	施設型式、能力、稼動年月日
ジークライト株式会社 エコポート最終処分場	米沢市大字板谷字四郎右エ門沢 773-1～2 番地	9:00～16:00	土・日・祝祭日、年末年始	管理型最終処分場

3 一般廃棄物処理業等許可業者一覧

(1) 一般廃棄物収集運搬業

No.	事業所名	代表者名	所在地	許可番号	許可内容
1	有限会社南陽清掃社	高橋 茂明	南陽市赤湯 8 1 4 番地	1 0 0 4 0 1	一般廃棄物
2	尾形興業有限会社	尾形 啓一郎	南陽市宮内 4 6 3 3 番地の 2	1 0 0 4 0 2	一般廃棄物・浄化槽汚泥・し尿
3	有限会社県南エコサービス	島貫 利幸	南陽市鍋田 1 9 3 4 番地の 7	1 0 0 4 0 3	一般廃棄物・浄化槽汚泥・し尿
4	有限会社今泉商店	今泉 宏	南陽市若狭郷屋 6 0 8 番地の 6	1 0 0 4 0 4	一般廃棄物
5	株式会社大竹商店	大竹 洋子	南陽市宮内 3 0 8 9 番地	1 0 0 4 0 5	一般廃棄物
6	有限会社山形マルティ	高橋 貴宏	南陽市上野 1 5 3 1 番地の 3	1 0 0 4 0 6	一般廃棄物
7	株式会社ジェイアイ	石黒 るり子	南陽市三間通 1 3 8 番地の 2	1 0 0 4 0 7	浄化槽汚泥
8	株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	春山 和彦	宮城県仙台市青葉区郷六字庄子 3 9 番地の 1	1 0 0 4 0 8	南陽市内高速道路管理地内で発生した一般廃棄物

(2) 一般廃棄物処分業

No.	事業所名	代表者名	所在地	許可番号	許可内容
1	ウィル株式会社	高橋 貴宏	南陽市荻 3 4 5 2 番地の 7	3 0 0 3 0 1	木くずの中間処理
2	株式会社イトウ	伊藤 吉美	南陽市元中山 2 2 3 1 番地の 1	3 0 0 4 0 1	木くずの中間処理
3	有限会社県南エコサービス	島貫 利幸	南陽市鍋田 1 9 3 4 番地の 7	3 0 0 5 0 1	発酵処分（堆肥化）

4 浄化槽清掃業

No.	事業所名	代表者名	所在地	許可番号
1	尾形興業有限会社	尾形 啓一郎	南陽市宮内 4 6 3 3 番地の 2	2 0 0 4 0 1
2	有限会社県南エコサービス	島貫 利幸	南陽市鍋田 1 9 3 4 番地の 7	2 0 0 4 0 2
3	株式会社ジェイアイ	石黒 るり子	南陽市三間通 1 3 8 番地の 2	2 0 0 4 0 3